

議第109号

富士市附属機関設置条例の一部を改正する条例制定について

富士市附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年11月18日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市附属機関設置条例の一部を改正する条例

(令和 年 月 日)
(条 例 第 号)

富士市附属機関設置条例（平成３０年富士市条例第７号）の一部を次のように改正する。

別表第２富士市立小中学校適正規模等基本方針策定委員会の項を次のように改める。

富士市立小 中学校再編 計画等策定 委員会	(1) 市立小中学校の適正な規模及び配置に係る基本方針の策定及び変更に関する事項について審議すること。 (2) 市立小中学校の再編に係る計画の策定及び変更に関する事項について審議すること。	１０人以内	(1) 保護者 (2) 公共的団体の代表者等 (3) 公募による市民 (4) 学識経験者 (5) 学校教育関係者 (6) その他教育委員会が必要と認める者	委嘱され、又は任命された日から諮問事項に係る審議が終了する日まで
--------------------------------	--	-------	---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 1 1 0 号

富士市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例制定について

富士市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 1 1 月 1 8 日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例

（令和 年 月 日）
（条 例 第 号）

富士市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成 21 年富士市条例第 2 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

議第 1 1 1 号

富士市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について

富士市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 1 1 月 1 8 日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）
（条 例 第 号）

（富士市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 富士市特別職の職員の給与に関する条例（昭和41年富士市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の230」を「、6月に支給する場合には100分の230、12月に支給する場合には100分の235」に改める。

第2条 富士市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「、6月に支給する場合には100分の230、12月に支給する場合には100分の235」を「100分の232.5」に改める。

（富士市教育長の給与等に関する条例の一部改正）

第3条 富士市教育長の給与等に関する条例（昭和41年富士市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の230」を「、6月に支給する場合には100分の230、12月に支給する場合には100分の235」に改める。

第4条 富士市教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「、6月に支給する場合には100分の230、12月に支給する場合には100分の235」を「100分の232.5」に改める。

（富士市職員の給与に関する条例の一部改正）

第5条 富士市職員の給与に関する条例（昭和41年富士市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「100分の125」を「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の70」の次に「」とし、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」を加える。

第22条第2項第1号中「100分の105」を「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600		
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100		
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600		
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100		
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400		
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700		
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900		
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100		
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400		
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700		
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900		
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100		
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900		
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700		
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500		
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100		
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700		
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300		
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900		
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600		
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400		
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800		
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500		
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000		
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400		
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800		

36	244, 800	279, 600	315, 500	363, 500	385, 400	416, 200	460, 200
37	245, 800	280, 300	316, 700	365, 000	386, 200	416, 800	460, 600
38	246, 700	281, 100	318, 000	366, 400	387, 100	417, 400	460, 900
39	247, 600	281, 800	319, 300	367, 800	388, 000	417, 900	461, 200
40	248, 400	282, 500	320, 600	369, 200	388, 800	418, 300	461, 500
41	249, 200	283, 200	321, 900	370, 700	389, 600	418, 700	461, 800
42	249, 900	283, 900	323, 100	371, 500	390, 400	418, 900	462, 100
43	250, 500	284, 600	324, 400	372, 400	391, 200	419, 200	462, 400
44	251, 100	285, 300	325, 500	373, 400	391, 900	419, 500	462, 700
45	251, 800	286, 000	326, 400	374, 300	392, 600	419, 800	463, 000
46	252, 400	286, 600	327, 700	375, 400	393, 300	420, 100	
47	253, 000	287, 300	329, 000	376, 300	394, 000	420, 400	
48	253, 600	287, 900	330, 300	377, 300	394, 700	420, 700	
49	254, 100	288, 600	331, 400	378, 200	395, 200	420, 900	
50	254, 700	289, 200	332, 700	378, 900	395, 800	421, 200	
51	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400	
52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700	
53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900	
54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200	
55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500	
56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800	
57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000	
58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300	
59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600	
60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800	
61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000	
62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300	
63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600	
64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800	
65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000	
66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300	
67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600	
68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800	
69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000	
70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300	
71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600	
72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800	
73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000	
74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300		
75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600		
76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800		
77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000		

78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300
79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600
80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800
81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000
82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300
83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600
84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800
85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000
86	266, 200	305, 800	355, 700		
87	266, 500	306, 100	356, 100		
88	266, 800	306, 400	356, 500		
89	267, 100	306, 700	356, 700		
90	267, 400	307, 000	357, 100		
91	267, 700	307, 300	357, 500		
92	268, 000	307, 600	357, 900		
93	268, 300	307, 800	358, 100		
94		308, 000	358, 400		
95		308, 300	358, 800		
96		308, 700	359, 100		
97		308, 900	359, 400		
98		309, 200	359, 800		
99		309, 500	360, 200		
100		309, 900	360, 600		
101		310, 100	361, 100		
102		310, 400	361, 500		
103		310, 700	361, 900		
104		311, 000	362, 300		
105		311, 200	362, 800		
106		311, 500	363, 200		
107		311, 800	363, 500		
108		312, 100	363, 800		
109		312, 300	364, 200		
110		312, 600			
111		313, 000			
112		313, 300			
113		313, 500			
114		313, 700			
115		314, 000			
116		314, 400			
117		314, 600			
118		314, 800			
119		315, 100			

	120		315,400							
	121		315,700							
	122		315,900							
	123		316,200							
	124		316,500							
	125		316,800							
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200	462,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

教育職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	給号	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	212,900	259,800	389,400	464,700
	2	215,300	261,200	390,900	466,500
	3	217,600	262,600	392,300	468,300
	4	219,900	264,000	393,700	470,100
	5	222,100	265,400	395,100	471,800
	6	224,400	266,600	396,500	473,500
	7	226,600	267,800	398,000	475,400
	8	228,800	269,000	399,400	477,200
	9	231,000	270,300	400,700	478,900
	10	233,200	271,400	402,100	480,500
	11	235,400	272,500	403,600	482,100
	12	237,600	273,700	405,100	483,600
	13	239,800	275,000	406,400	485,100
	14	241,900	276,700	407,900	486,400
	15	244,000	278,400	409,400	487,800
	16	246,100	280,100	410,900	489,100
	17	248,200	281,800	412,300	490,300
	18	250,000	283,800	413,900	490,900
	19	251,700	286,000	415,500	491,500
	20	253,400	288,200	417,000	492,200
	21	255,100	290,400	418,200	492,800
	22	256,400	292,600	419,600	493,400
	23	257,700	294,800	421,000	494,000
	24	258,900	296,900	422,300	494,700
	25	260,100	298,900	423,900	495,300
	26	261,300	300,800	425,300	495,900
	27	262,500	302,700	426,600	496,500
	28	263,700	304,500	428,000	497,200
	29	264,800	306,300	429,400	497,800
	30	265,800	308,200	430,700	498,400
	31	266,900	310,000	432,200	499,000
	32	267,900	311,700	433,700	499,700
	33	269,000	313,400	435,300	500,300
	34	270,100	315,200	436,700	500,900
	35	271,300	316,900	438,300	501,500
	36	272,600	318,500	439,800	502,200
	37	273,800	320,100	441,500	502,800
	38	274,900	321,800	443,000	
	39	276,100	323,600	444,600	
	40	277,200	325,300	446,200	
	41	278,500	326,600	447,700	
	42	279,500	328,500	449,200	
	43	280,500	330,300	450,400	
	44	281,400	332,000	451,600	
	45	282,000	333,600	452,800	

46	282, 800	335, 500	454, 100
47	283, 600	337, 200	455, 300
48	284, 400	338, 900	456, 500
49	285, 100	340, 600	457, 600
50	285, 900	342, 300	458, 800
51	286, 600	344, 000	460, 000
52	287, 400	345, 700	461, 200
53	288, 200	347, 400	462, 400
54	289, 000	348, 700	463, 600
55	289, 700	350, 000	464, 800
56	290, 500	351, 300	466, 000
57	291, 200	352, 800	467, 100
58	291, 800	354, 400	467, 700
59	292, 600	355, 900	468, 200
60	293, 400	357, 500	468, 700
61	294, 100	358, 900	469, 200
62	294, 700	360, 500	469, 800
63	295, 500	362, 100	470, 300
64	296, 100	363, 500	470, 800
65	297, 100	365, 000	471, 300
66	297, 900	366, 600	471, 900
67	298, 600	368, 200	472, 400
68	299, 300	369, 700	472, 900
69	299, 900	371, 200	473, 400
70	300, 600	372, 800	
71	301, 300	374, 300	
72	302, 000	375, 800	
73	302, 700	377, 300	
74	303, 400	378, 900	
75	304, 100	380, 500	
76	304, 600	382, 000	
77	305, 200	383, 400	
78	305, 800	384, 800	
79	306, 500	386, 200	
80	307, 100	387, 500	
81	307, 600	388, 800	
82	308, 200	390, 200	
83	308, 900	391, 500	
84	309, 600	392, 800	
85	310, 200	393, 900	
86	311, 000	395, 300	
87	311, 700	396, 600	
88	312, 300	397, 900	
89	313, 000	399, 100	
90	313, 800	400, 400	
91	314, 600	401, 500	
92	315, 400	402, 700	
93	315, 900	403, 900	
94	316, 700	405, 000	
95	317, 500	406, 200	
96	318, 300	407, 400	

97	318,900	408,800
98	319,600	409,800
99	320,400	410,800
100	321,100	411,800
101	321,900	412,700
102	322,700	413,700
103	323,600	414,800
104	324,400	415,900
105	325,000	416,600
106	325,800	417,500
107	326,600	418,400
108	327,400	419,300
109	328,100	420,100
110	328,500	420,900
111	328,800	421,700
112	329,300	422,500
113	329,800	423,100
114	330,200	423,800
115	330,600	424,500
116	331,000	425,200
117	331,500	425,800
118	332,000	426,300
119	332,400	426,600
120	332,900	426,900
121	333,400	427,200
122	333,800	427,500
123	334,200	427,800
124	334,700	428,000
125	335,200	428,200
126	335,500	428,500
127	335,800	428,800
128	336,100	429,000
129	336,300	429,200
130	336,600	429,500
131	336,900	429,800
132	337,100	430,000
133	337,300	430,200
134	337,500	430,500
135	337,700	430,800
136	338,000	431,000
137	338,300	431,200
138	338,500	431,500
139	338,800	431,800
140	339,100	432,000
141	339,300	432,200
142	339,500	432,500
143	339,800	432,800
144	340,000	433,000
145	340,300	433,200
146	340,500	433,500
147	340,800	433,800

	148	341, 100	434, 000		
	149	341, 300	434, 200		
	150	341, 500			
	151	341, 800			
	152	342, 100			
	153	342, 300			
	154	342, 500			
	155	342, 800			
	156	343, 100			
	157	343, 300			
定年前再任用 短時間勤務職 員	基準給料月額		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	247, 200		288, 900	348, 200	436, 000

備考

- 1 この表は、高等学校に勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手並びに指導主事その他の職員で別表第4(2)教育職給料表等級別基準職務表に定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円を加算した額とする。

別表第3 医療職給料表(2)及び同表(3)を次のように改める。

医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300	372,300
	2	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700	374,000
	3	205,200	242,400	275,900	294,800	329,100	375,600
	4	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500	377,200
	5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900	378,700
	6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500	380,300
	7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000	381,900
	8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500	383,500
	9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900	385,100
	10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500	387,100
	11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000	389,100
	12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500	391,100
	13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900	392,500
	14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500	394,200
	15	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000	395,900
	16	230,800	257,100	286,000	305,200	348,500	397,600
	17	232,900	258,100	286,800	306,300	350,000	399,300
	18	234,000	259,100	287,600	307,500	351,600	400,800
	19	235,000	260,200	288,400	308,600	353,200	402,300
	20	236,100	261,200	289,100	309,800	354,700	403,800
	21	237,200	262,300	289,900	311,000	356,000	405,100
	22	238,000	263,200	290,800	312,200	357,500	406,400
	23	238,900	264,000	291,700	313,400	359,000	407,700
	24	239,700	264,800	292,400	314,500	360,500	408,800
	25	240,600	265,600	293,100	315,700	361,900	409,900
	26	241,500	266,400	294,000	316,900	363,400	411,000
	27	242,400	267,200	294,900	318,000	364,900	412,100
	28	243,300	268,000	295,600	319,200	366,300	413,200
	29	244,100	268,700	296,400	320,400	367,700	414,000
	30	244,900	269,500	297,400	321,600	369,300	414,800
	31	245,600	270,300	298,300	322,800	370,700	415,500
	32	246,400	271,100	299,300	324,000	372,200	416,300
	33	247,100	271,900	300,300	325,100	373,400	416,700
	34	247,700	272,700	301,400	326,200	374,500	417,300
	35	248,400	273,300	302,400	327,400	375,700	417,800
	36	249,100	274,100	303,300	328,600	376,800	418,200
	37	249,800	275,000	304,300	329,800	377,800	418,600
	38	250,400	275,800	305,300	331,000	378,600	418,800
	39	251,000	276,600	306,300	332,300	379,500	419,100
	40	251,600	277,300	307,300	333,500	380,600	419,400
	41	252,200	278,000	308,200	334,400	381,600	419,700
	42	252,800	278,800	309,400	335,600	382,600	420,000
	43	253,400	279,600	310,500	336,800	383,600	420,300
	44	253,900	280,300	311,600	338,000	384,500	420,600
	45	254,300	281,000	312,600	338,900	385,300	420,800

46	254, 900	281, 800	313, 700	339, 900	386, 100	421, 100
47	255, 300	282, 600	314, 800	340, 900	387, 000	421, 400
48	255, 700	283, 300	315, 800	341, 800	387, 800	421, 700
49	256, 100	284, 000	316, 900	342, 700	388, 300	421, 900
50	256, 600	284, 700	317, 900	343, 600	389, 100	422, 100
51	257, 100	285, 300	319, 000	344, 600	389, 900	422, 400
52	257, 600	286, 000	320, 100	345, 500	390, 700	422, 700
53	257, 900	286, 700	321, 100	346, 000	391, 100	422, 900
54	258, 200	287, 300	322, 100	346, 900	391, 800	
55	258, 500	288, 000	323, 100	347, 600	392, 500	
56	258, 800	288, 600	324, 100	348, 500	393, 100	
57	259, 100	289, 300	325, 000	349, 200	393, 500	
58	259, 400	290, 000	326, 000	349, 500	394, 000	
59	259, 700	290, 700	327, 000	349, 900	394, 600	
60	260, 000	291, 300	327, 900	350, 500	395, 200	
61	260, 300	291, 800	328, 800	351, 100	395, 600	
62	260, 600	292, 400	329, 500	351, 800	396, 100	
63	260, 900	293, 100	330, 200	352, 500	396, 600	
64	261, 200	293, 700	330, 800	353, 100	397, 100	
65	261, 500	294, 200	331, 400	353, 800	397, 700	
66	261, 800	294, 800	332, 100	354, 300	398, 200	
67	262, 100	295, 500	332, 700	354, 900	398, 800	
68	262, 400	296, 100	333, 300	355, 500	399, 400	
69	262, 700	296, 700	333, 900	355, 800	399, 900	
70	263, 000	297, 300	334, 100	356, 300	400, 400	
71	263, 300	297, 900	334, 500	356, 700	400, 800	
72	263, 500	298, 500	335, 000	357, 200	401, 200	
73	263, 700	299, 100	335, 600	357, 700	401, 500	
74	264, 000	299, 600	336, 100	358, 200	402, 000	
75	264, 300	300, 000	336, 600	358, 700	402, 400	
76	264, 500	300, 400	337, 000	359, 100	402, 800	
77	264, 700	300, 700	337, 600	359, 400	403, 200	
78	265, 000	301, 000	338, 100	359, 700		
79	265, 300	301, 200	338, 500	359, 900		
80	265, 500	301, 500	339, 000	360, 200		
81	265, 700	301, 800	339, 500	360, 700		
82	266, 000	302, 000	339, 800	361, 000		
83	266, 300	302, 300	340, 000	361, 300		
84	266, 500	302, 600	340, 300	361, 600		
85	266, 700	302, 800	340, 700	362, 000		
86		303, 000	341, 100	362, 300		
87		303, 200	341, 400	362, 600		
88		303, 400	341, 700	362, 900		
89		303, 800	342, 000	363, 300		
90		304, 000	342, 200	363, 600		
91		304, 200	342, 600	363, 800		
92		304, 400	342, 900	364, 100		
93		304, 800	343, 100	364, 400		
94		305, 000	343, 400	364, 800		
95		305, 200	343, 700	365, 200		
96		305, 500	343, 900	365, 600		
97		305, 800	344, 100	366, 100		
98		306, 000	344, 400	366, 500		

	99		306, 200	344, 700	366, 900		
	100		306, 500	344, 900	367, 300		
	101		306, 800	345, 100	367, 800		
	102		307, 000	345, 300			
	103		307, 200	345, 700			
	104		307, 500	345, 900			
	105		307, 800	346, 100			
	106			346, 400			
	107			346, 800			
	108			347, 200			
	109			347, 400			
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	201, 300		227, 900	257, 300	271, 300	297, 800	340, 000

備考 この表は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職員で別表第4(4)医療職給料表(2)等級別基準職務表に定めるものに適用する。

医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800	373,400
	2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800	375,100
	3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800	376,800
	4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700	378,500
	5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700	380,300
	6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900	382,300
	7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100	384,300
	8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	386,300
	9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200	388,000
	10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400	390,100
	11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500	392,200
	12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600	394,200
	13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600	396,100
	14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700	397,700
	15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800	399,500
	16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900	401,300
	17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000	403,000
	18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100	404,700
	19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200	406,700
	20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300	408,400
	21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400	410,100
	22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600	411,800
	23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700	413,600
	24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800	415,400
	25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800	417,000
	26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100	418,700
	27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400	420,500
	28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700	422,300
	29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900	423,800
	30	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400	425,300
	31	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900	426,800
	32	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400	428,100
	33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600	429,300
	34	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100	430,400
	35	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500	431,600
	36	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900	432,800
	37	272,400	289,800	313,500	334,500	373,300	434,100
	38	273,100	290,400	314,300	335,600	374,300	435,200
	39	273,800	290,900	315,100	336,700	375,700	436,400
	40	274,500	291,300	315,900	337,800	377,000	437,600
	41	275,200	291,700	316,500	338,600	378,300	438,800
	42	275,800	292,200	317,400	339,700	379,700	439,800
	43	276,500	292,600	318,400	340,800	381,000	440,900
	44	277,100	293,100	319,300	341,800	382,300	442,000
	45	277,900	293,600	320,100	342,700	383,800	443,000
	46	278,600	294,000	321,100	343,600	385,000	443,500

47	279, 300	294, 500	322, 100	344, 600	386, 100	444, 000
48	279, 900	294, 900	323, 000	345, 600	387, 300	444, 400
49	280, 400	295, 400	323, 900	346, 800	388, 400	445, 000
50	280, 900	295, 800	324, 800	348, 100	389, 300	445, 500
51	281, 300	296, 300	325, 800	349, 300	390, 300	445, 900
52	281, 700	296, 800	326, 800	350, 500	391, 200	446, 400
53	282, 000	297, 200	327, 600	351, 400	391, 800	446, 900
54	282, 500	297, 600	328, 500	352, 600	392, 600	447, 300
55	282, 900	298, 100	329, 500	353, 700	393, 400	447, 600
56	283, 300	298, 500	330, 400	355, 000	394, 200	447, 900
57	283, 700	299, 000	331, 300	356, 000	394, 900	448, 300
58	284, 100	299, 700	332, 200	356, 900	395, 600	
59	284, 400	300, 400	333, 200	358, 000	396, 300	
60	284, 700	301, 100	334, 100	359, 200	396, 900	
61	285, 100	301, 800	335, 000	360, 300	397, 500	
62	285, 500	302, 700	336, 100	361, 500	398, 100	
63	285, 900	303, 600	337, 300	362, 700	398, 800	
64	286, 200	304, 300	338, 500	363, 700	399, 400	
65	286, 500	305, 000	339, 200	364, 700	400, 100	
66	286, 900	305, 900	340, 300	365, 700	400, 600	
67	287, 300	306, 700	341, 400	366, 800	401, 200	
68	287, 600	307, 500	342, 300	367, 900	401, 700	
69	288, 000	308, 200	343, 400	368, 700	402, 100	
70	288, 500	309, 100	344, 100	369, 800	402, 700	
71	288, 900	310, 000	345, 200	370, 900	403, 100	
72	289, 200	310, 800	346, 300	371, 900	403, 400	
73	289, 600	311, 700	347, 400	372, 600	403, 700	
74	290, 100	312, 500	348, 600	373, 400	404, 200	
75	290, 600	313, 400	349, 700	374, 200	404, 600	
76	291, 100	314, 300	350, 800	374, 900	404, 900	
77	291, 600	315, 100	351, 900	375, 500	405, 200	
78	292, 100	316, 000	353, 000	376, 000	405, 700	
79	292, 700	317, 000	354, 000	376, 500	406, 200	
80	293, 100	317, 900	355, 100	377, 000	406, 600	
81	293, 600	318, 400	356, 000	377, 600	406, 900	
82	294, 000	319, 200	357, 000	378, 100	407, 300	
83	294, 500	320, 100	357, 900	378, 600	407, 800	
84	295, 000	320, 900	358, 900	379, 100	408, 200	
85	295, 400	321, 700	359, 800	379, 500	408, 600	
86	295, 800	322, 600	360, 600	379, 900		
87	296, 300	323, 600	361, 400	380, 500		
88	296, 800	324, 600	362, 200	381, 000		
89	297, 200	325, 500	362, 800	381, 300		
90	297, 700	326, 500	363, 400	381, 800		
91	298, 200	327, 500	364, 000	382, 100		
92	298, 700	328, 500	364, 600	382, 400		
93	299, 200	329, 300	365, 000	383, 000		
94	299, 600	330, 000	365, 400	383, 500		
95	300, 100	330, 700	365, 900	384, 000		
96	300, 700	331, 300	366, 300	384, 500		
97	301, 300	331, 800	366, 800	385, 100		
98	301, 800	332, 100	367, 200	385, 600		
99	302, 300	332, 600	367, 700	386, 100		

100	302, 800	333, 200	368, 100	386, 500
101	303, 200	333, 600	368, 400	387, 100
102	303, 700	334, 100	368, 900	387, 600
103	304, 100	334, 700	369, 200	388, 100
104	304, 500	335, 200	369, 500	388, 600
105	304, 900	335, 600	369, 900	389, 200
106	305, 300	336, 100	370, 400	389, 600
107	305, 700	336, 600	370, 900	390, 100
108	306, 000	337, 100	371, 400	390, 600
109	306, 200	337, 500	371, 900	391, 200
110	306, 500	337, 800	372, 400	
111	306, 700	338, 100	372, 900	
112	307, 000	338, 400	373, 300	
113	307, 300	338, 700	373, 700	
114	307, 500	339, 100	374, 100	
115	307, 800	339, 400	374, 600	
116	308, 000	339, 700	375, 100	
117	308, 300	339, 900	375, 500	
118	308, 500	340, 200	376, 000	
119	308, 800	340, 500	376, 500	
120	309, 100	340, 700	377, 000	
121	309, 400	340, 900	377, 300	
122	309, 700	341, 200		
123	310, 000	341, 500		
124	310, 300	341, 800		
125	310, 500	342, 000		
126	310, 700	342, 300		
127	311, 000	342, 600		
128	311, 400	342, 800		
129	311, 600	343, 000		
130	311, 900	343, 200		
131	312, 200	343, 500		
132	312, 600	343, 700		
133	312, 800	344, 000		
134	313, 100	344, 400		
135	313, 400	344, 800		
136	313, 700	345, 200		
137	313, 900	345, 500		
138	314, 200	345, 900		
139	314, 500	346, 300		
140	314, 800	346, 700		
141	315, 000	347, 000		
142	315, 300	347, 400		
143	315, 700	347, 700		
144	316, 000	348, 100		
145	316, 200	348, 400		
146	316, 400	348, 800		
147	316, 700	349, 200		
148	317, 000	349, 600		
149	317, 200	349, 900		
150	317, 400	350, 300		
151	317, 700	350, 700		
152	318, 000	351, 100		

	153	318,400	351,400				
	154	318,600					
	155	318,800					
	156	319,100					
	157	319,400					
	158	319,700					
	159	320,000					
	160	320,300					
	161	320,700					
	162	321,000					
	163	321,300					
	164	321,600					
	165	322,000					
	166	322,300					
	167	322,600					
	168	322,900					
	169	323,300					
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	248,800	269,700	277,300	288,100	305,100	343,600	

備考 この表は、保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で別表第4(5)医療職給料表(3)等級別基準職務表に定めるものに適用する。

第6条 富士市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「100分の125」とあるのは「100分の70」とし、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」を「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」に改める。

第22条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

（富士市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第7条 富士市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和41年富士市条例第58号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の230」を「、6月に支給する場合には100分の230、12月に支給する場合には100分の235」に改める。

第8条 富士市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の230、12月に支給する場合には100分の235」を「100分の232.5」に改める。

（富士市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第9条 富士市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成22年富士市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	405,000円
2	455,000円
3	508,000円
4	574,000円
5	655,000円
6	765,000円
7	893,000円

第5条第2項中「100分の95」との次に「、100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」とを加え、「100分の87.5」との次に「、100分の107.5」とあるのは「100分の90」とを加える。

第10条 富士市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の95」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」を「100分の96.25」に、「100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の87.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」を「100分の88.75」に改める。

(富士市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第11条 富士市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年富士市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第15条の2第1項及び第24条の2第1項中「100分の20」の次に「」と、「100分の52.5」とあるのは「100分の22.5」を加える。

第30条の2を次のように改める。

(給与改定の実施時期等の取扱い)

第30条の2 この条例において準用し、又はその規定の例によることとされる給与条例又は給与条例に基づく規則の規定について給与の額等の改定に関する改正が行われる場合における会計年度任用職員の給与又は費用弁償の額等の改定を行う時期その他の当該改定に係る取扱いは、次項に規定する場合を除き、給与条例の適用を受ける職員の例による。

2 この条例の規定について給与又は費用弁償の額等の改定に関する改正が行われ、当該改正後の規定が遡って適用される場合における当該遡って適用される期間に会計年度任用職員であった者(当該改正の施行の日の属する月の前月の末日までに退職し、又は死亡した者に限る。)の在職期間中の給与又は費用弁償の額等については、当該改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 条例又はこれに基づく規則に別に定めがある場合を除き、特別の事情により前2項の規定によることができない場合又は前2項の規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、別に市長の定めるところにより、又はあらかじめ市長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

別表第1を次のように改める。

別表第 1（第 4 条関係）

給料表 の種類 号給	行政職給料表		教育職給料表		医療職給料表(1)	医療職給料表(2)	
	1 級	2 級	1 級	2 級	1 級	1 級	2 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	195,800	242,000	212,900	259,800	201,000	221,700	254,700
2	196,900	243,300	215,300	261,200	203,100	223,600	256,800
3	198,100	244,700	217,600	262,600	205,200	225,400	259,000
4	199,200	246,100	219,900	264,000	207,300	227,100	261,200
5	200,300	247,500	222,100	265,400	209,300	228,800	263,400
6	202,000	248,900	224,400	266,600	211,300	230,700	264,400
7	203,600	250,300	226,600	267,800	213,300	232,500	265,200
8	205,200	251,700	228,800	269,000	215,100	234,200	266,100
9	206,700	253,100	231,000	270,300	216,900	235,900	266,900
10	208,400	254,300	233,200	271,400	218,800	237,800	268,000
11	210,000	255,600	235,400	272,500	220,700	239,700	269,100
12	211,600	256,900	237,600	273,700	222,800	241,600	270,000
13	213,100	258,100	239,800	275,000	224,500	243,400	270,800
14	214,800	259,300	241,900	276,700	226,500	245,400	271,500
15	216,500	260,500	244,000	278,400	228,700	247,400	272,200
16	218,200	261,700	246,100	280,100	230,800	249,400	273,000
17	219,400	262,800	248,200	281,800	232,900	251,400	274,100
18	221,000	263,900	250,000	283,800	234,000	253,400	275,000
19	222,600	265,000	251,700	286,000	235,000	255,500	275,900
20	224,100	266,100	253,400	288,200	236,100	257,500	276,800
21	225,600	267,000	255,100	290,400	237,200	259,400	277,800
22	227,200	268,000	256,400	292,600	238,000	260,600	278,800
23	228,800	269,000	257,700	294,800	238,900	261,700	279,700
24	230,400	270,000	258,900	296,900	239,700	262,800	280,700
25	232,000	271,000	260,100	298,900	240,600	263,900	281,500
26	233,700	271,900	261,300	300,800	241,500	264,700	282,400
27	235,000	272,700	262,500	302,700	242,400	265,600	283,300
28	236,300	273,600	263,700	304,500	243,300	266,400	284,200
29	237,600	274,400	264,800	306,300	244,100	267,200	285,200

30	238, 700	275, 200	265, 800	308, 200	244, 900	267, 900	285, 900
31	239, 800	276, 000	266, 900	310, 000	245, 600	268, 600	286, 600
32	240, 900	276, 700	267, 900	311, 700	246, 400	269, 300	287, 300
33	242, 000	277, 400	269, 000	313, 400	247, 100	270, 100	287, 900
34	242, 900	278, 200	270, 100	315, 200	247, 700	270, 700	288, 500
35	243, 800	279, 000	271, 300	316, 900	248, 400	271, 300	289, 000
36	244, 800	279, 600	272, 600	318, 500	249, 100	271, 800	289, 400
37	245, 800	280, 300	273, 800	320, 100	249, 800	272, 400	289, 800
38	246, 700	281, 100	274, 900	321, 800	250, 400	273, 100	290, 400
39	247, 600	281, 800	276, 100	323, 600	251, 000	273, 800	290, 900
40	248, 400	282, 500	277, 200	325, 300	251, 600	274, 500	291, 300
41	249, 200	283, 200	278, 500	326, 600	252, 200	275, 200	291, 700
42	249, 900	283, 900	279, 500	328, 500	252, 800	275, 800	292, 200
43	250, 500	284, 600	280, 500	330, 300	253, 400	276, 500	292, 600
44	251, 100	285, 300	281, 400	332, 000	253, 900	277, 100	293, 100
45	251, 800	286, 000	282, 000	333, 600	254, 300	277, 900	293, 600
46	252, 400	286, 600	282, 800	335, 500	254, 900	278, 600	294, 000
47	253, 000	287, 300	283, 600	337, 200	255, 300	279, 300	294, 500
48	253, 600	287, 900	284, 400	338, 900	255, 700	279, 900	294, 900
49	254, 100	288, 600	285, 100	340, 600	256, 100	280, 400	295, 400
50	254, 700	289, 200	285, 900	342, 300	256, 600	280, 900	295, 800
51	255, 300	289, 900	286, 600	344, 000	257, 100	281, 300	296, 300
52	255, 800	290, 600	287, 400	345, 700	257, 600	281, 700	296, 800
53	256, 200	291, 100	288, 200	347, 400	257, 900	282, 000	297, 200
54	256, 600	291, 700	289, 000	348, 700	258, 200	282, 500	297, 600
55	256, 900	292, 300	289, 700	350, 000	258, 500	282, 900	298, 100
56	257, 200	293, 000	290, 500	351, 300	258, 800	283, 300	298, 500
57	257, 500	293, 600	291, 200	352, 800	259, 100	283, 700	299, 000
58	257, 800	294, 200	291, 800	354, 400	259, 400	284, 100	299, 700
59	258, 100	294, 800	292, 600	355, 900	259, 700	284, 400	300, 400
60	258, 400	295, 500	293, 400	357, 500	260, 000	284, 700	301, 100
61	258, 700	296, 100	294, 100	358, 900	260, 300	285, 100	301, 800
62	259, 000	296, 700	294, 700	360, 500	260, 600	285, 500	302, 700
63	259, 300	297, 200	295, 500	362, 100	260, 900	285, 900	303, 600
64	259, 600	297, 700	296, 100	363, 500	261, 200	286, 200	304, 300
65	259, 900	298, 200	297, 100	365, 000	261, 500	286, 500	305, 000

66	260,200	298,800	297,900	366,600	261,800	286,900	305,900
67	260,500	299,300	298,600	368,200	262,100	287,300	306,700
68	260,800	299,900	299,300	369,700	262,400	287,600	307,500
69	261,100	300,300	299,900	371,200	262,700	288,000	308,200
70	261,400	300,800	300,600	372,800	263,000	288,500	309,100
71	261,700	301,300	301,300	374,300	263,300	288,900	310,000
72	262,000	301,900	302,000	375,800	263,500	289,200	310,800
73	262,300	302,400	302,700	377,300	263,700	289,600	311,700
74	262,600	302,800	303,400	378,900	264,000	290,100	312,500
75	262,900	303,100	304,100	380,500	264,300	290,600	313,400
76	263,200	303,400	304,600	382,000	264,500	291,100	314,300
77	263,500	303,600	305,200	383,400	264,700	291,600	315,100
78	263,800	303,900	305,800	384,800	265,000	292,100	316,000
79	264,100	304,100	306,500	386,200	265,300	292,700	317,000
80	264,400	304,400	307,100	387,500	265,500	293,100	317,900

第 1 2 条 富士市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第 1 5 条の 2 第 1 項及び第 2 4 条の 2 第 1 項中「1 0 0 分の 5 0」を「1 0 0 分の 5 1 . 2 5」に、「1 0 0 分の 2 0」と、「1 0 0 分の 5 2 . 5」とあるのは「1 0 0 分の 2 2 . 5」を「1 0 0 分の 2 1 . 2 5」に改める。

(富士市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第 1 3 条 富士市病院事業管理者の給与等に関する条例（令和 7 年富士市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「1 0 0 分の 2 3 0」を「、6 月に支給する場合には 1 0 0 分の 2 3 0、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 2 3 5」に改める。

第 1 4 条 富士市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「、6 月に支給する場合には 1 0 0 分の 2 3 0、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 2 3 5」を「1 0 0 分の 2 3 2 . 5」に改める。

附 則

(施行期日等)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条、第 4 条、第 6 条、第 8 条、第 1 0 条、第 1 2 条及び第 1 4 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の富士市特別職の職員の給与に関する条例（次条において「改

正後の特別職職員給与条例」という。)の規定、第3条の規定による改正後の富士市教育長の給与等に関する条例(次条において「改正後の教育長給与条例」という。)の規定、第5条の規定による改正後の富士市職員の給与に関する条例(次条において「改正後の一般職職員給与条例」という。)の規定、第7条の規定による改正後の富士市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(次条において「改正後の議員報酬条例」という。)の規定、第9条の規定による改正後の富士市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(次条において「改正後の任期付職員条例」という。)の規定、第11条の規定による改正後の富士市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(次条において「改正後の会計年度任用職員給与条例」という。)の規定及び第13条の規定による改正後の富士市病院事業管理者の給与等に関する条例(次条において「改正後の病院事業管理者給与条例」という。)の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与等の内払)

第3条 改正後の特別職職員給与条例の規定、改正後の教育長給与条例の規定、改正後の一般職職員給与条例の規定、改正後の議員報酬条例の規定、改正後の任期付職員条例の規定、改正後の会計年度任用職員給与条例の規定又は改正後の病院事業管理者給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の富士市特別職の職員の給与に関する条例の規定、第3条の規定による改正前の富士市教育長の給与等に関する条例の規定、第5条の規定による改正前の富士市職員の給与に関する条例の規定、第7条の規定による改正前の富士市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定、第9条の規定による改正前の富士市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定、第11条の規定による改正前の富士市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定又は第13条の規定による改正前の富士市病院事業管理者の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与等は、それぞれ改正後の特別職職員給与条例の規定、改正後の教育長給与条例の規定、改正後の一般職職員給与条例の規定、改正後の議員報酬条例の規定、改正後の任期付職員条例の規定、改正後の会計年度任用職員給与条例の規定又は改正後の病院事業管理者給与条例の規定による給与等の内払とみなす。

(規則への委任)

第4条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議第 1 1 2 号

富士市立高等学校教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正
する条例制定について

富士市立高等学校教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を
別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 1 1 月 1 8 日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市立高等学校教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

(令和 年 月 日)
(条 例 第 号)

富士市立高等学校教育職員の給与等の特別措置に関する条例（昭和４６年富士市条例第３８号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「ある者」の次に「（指導改善研修被認定者（教育公務員特例法（昭和２４年法律第１号）第２５条第１項の規定による認定を受けた者であつて、当該認定の日から同条第４項の認定の日までの間にあるものをいう。以下同じ。）を除く。）」を加え、「１００分の４」を「１００分の１０」に改め、同条第２項中「教育職員」の次に「（指導改善研修被認定者を除く。）」を加える。

第５条中第１項中「を除く」を「及び指導改善研修被認定者を除く。次項において同じ」に改める。

附則に次の１項を加える。

３ 次の表の左欄に掲げる期間における第３条第１項の規定の適用については、同項中「１００分の１０」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和８年１月１日から同年１２月３１日まで	１００分の５
令和９年１月１日から同年１２月３１日まで	１００分の６
令和１０年１月１日から同年１２月３１日まで	１００分の７
令和１１年１月１日から同年１２月３１日まで	１００分の８
令和１２年１月１日から同年１２月３１日まで	１００分の９

附 則

この条例は、令和８年１月１日から施行する。

議第 1 1 3 号

富士市特別会計条例の一部を改正する条例制定について

富士市特別会計条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 1 1 月 1 8 日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市特別会計条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）
（条 例 第 号）

富士市特別会計条例（昭和 48 年富士市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

本則中第 9 号を第 10 号とし、第 4 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 富士山フロント工業団地第 3 期整備事業特別会計 富士山フロント工業団地第 3 期整備事業
附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議第 1 1 4 号

富士市立保育園の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

富士市立保育園の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 1 1 月 1 8 日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市立保育園の設置等に関する条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）
（条 例 第 号）

富士市立保育園の設置等に関する条例（昭和41年富士市条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表第1 富士市立広見保育園の項及び富士市立中野保育園の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第 1 1 5 号

富士市斎場条例の一部を改正する条例制定について

富士市斎場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 1 1 月 1 8 日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市斎場条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）
（条 例 第 号）

富士市斎場条例（昭和61年富士市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表中「使用者又は死亡者が」を削り、同表焼却施設の項中

「

本人又は家族の手術 肢体、産汚物等	10キログラムごと につき	無料
本人又は家族以外の 手術肢体、産汚物等	10キログラムごと につき	2,970円

を

」

「

手術肢体、産汚物等	1件につき	無料
-----------	-------	----

に改め、同表備考を次の

」

ように改める。

備考

- 1 この表において「市民の場合」とは、死亡当時の住所が市内にあつた者をいう。ただし、妊娠4月以上の死胎にあつては母の住所が、遺骨（改葬に伴うもの）にあつては埋葬されていた土地が、手術肢体にあつては本人の住所が、産汚物等にあつては申請者の住所が、市内にあるものをいう。
- 2 手術肢体、産汚物等の処理を業として行う場合は、この表の規定にかかわらず、使用料は10キログラムごとにつき2,970円とする。
- 3 霊安室を使用する場合の1回とは、24時間以内とする。
- 4 霊きゆう自動車の運行は、市内における出棺場所から斎場までの往路に限るものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第 1 1 6 号

岳南広域都市計画事業新富士駅南地区土地区画整理事業施行に関する条例
及び岳南広域都市計画事業第二東名 I C 周辺地区土地区画整理事業施行
に関する条例の一部を改正する条例制定について

岳南広域都市計画事業新富士駅南地区土地区画整理事業施行に関する条例及び岳南広
域都市計画事業第二東名 I C 周辺地区土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 1 1 月 1 8 日提出

富士市長 小長井 義 正

岳南広域都市計画事業新富士駅南地区土地区画整理事業施行に関する条例及び岳南広域都市計画事業第二東名 I C 周辺地区土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）
（条 例 第 号）

（岳南広域都市計画事業新富士駅南地区土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正）

第 1 条 岳南広域都市計画事業新富士駅南地区土地区画整理事業施行に関する条例（平成 12 年富士市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 26 条第 1 項中「年 6 パーセント」を「法第 103 条第 4 項の規定による公告があった日の翌日における法定利率」に改める。

（岳南広域都市計画事業第二東名 I C 周辺地区土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正）

第 2 条 岳南広域都市計画事業第二東名 I C 周辺地区土地区画整理事業施行に関する条例（平成 18 年富士市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 26 条第 1 項中「年 6 パーセント」を「法第 103 条第 4 項の規定による公告があった日の翌日における法定利率」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 1 1 7 号

富士市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について

富士市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 1 1 月 1 8 日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）
（条 例 第 号）

富士市病院事業使用料及び手数料条例（昭和５９年富士市条例第２９号）の一部を次のように改正する。

別表第１差額室料の項中「１６，５００円」を「１７，６００円」に、「６，０５０円」を「７，１５０円」に、「５，５００円とする」を「６，５００円とする」に、

「

5, 5 0 0 円	消費税非課税の場合 は、5, 0 0 0 円とす る。
------------	-----------------------------------

を

6, 6 0 0 円	消費税非課税の場合 は、6, 0 0 0 円とす る。
------------	-----------------------------------

」

に、「１，６５０円」を「３，３００円」に、「１，５００円」を「３，０００円」に改め、同表母体血胎児染色体検査料の項中「６６，５５０円」を「１５４，５５０円」に改め、同表体外受精処置料の項、人工授精処置料の項、卵管結さつ術料の項及び避妊リング挿入料の項から虫垂切除術料の項までを削り、同表乳幼児健康診断料の項中「３，３００円」を「６，４４６円」に改め、「双生児等は、１児増すごとに２分の１の額を加算する。」を削り、同表妊産婦健康診断料の項を次のように改める。

妊婦健康診断料	１件につき	４，０９０円	
	１件につき	３，５００円	妊娠３８週以降の胎盤機能検査
	１件につき	１，０００円	分べん監視装置による検査
産婦健康診断料	１件につき	５，０００円	

別表第２死亡診断書の項中「２，２００円」を「３，３００円」に改め、同表年金、生命保険、裁判及び自動車損害賠償責任保険に使用する診断書の項中「４，４００円」を「６，６００円」に改め、同表小児慢性、特定疾患、大気汚染等の公的扶助の手續に使用する診断書の項中「１，１００円」を「１，６５０円」に改め、同表その他の診断書の項中「２，２００円」を「３，３００円」に改め、同表その他の証明書の項中「１，１００円」を「１，６５０円」に改め、同表意見書の項中「２，２００円」を「３，３００円」に改める。

附 則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

議第 1 1 8 号

富士市立高等学校授業料等に関する条例の一部を改正する条例制定について

富士市立高等学校授業料等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 1 1 月 1 8 日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市立高等学校授業料等に関する条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）
（条 例 第 号）

富士市立高等学校授業料等に関する条例（平成 22 年富士市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 3 項中「いかなる場合であっても」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、入学検定料については、入学願書又は転入学願が提出されなかったとき、又は受理されなかったときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 1 1 9 号

富士市都市公園運動施設条例の一部を改正する条例制定について

富士市都市公園運動施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 1 1 月 1 8 日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市都市公園運動施設条例の一部を改正する条例

(令和 年 月 日)
(条 例 第 号)

富士市都市公園運動施設条例（平成１７年富士市条例第３８号）の一部を次のように改正する。

第６条の表富士総合運動公園の項中「陸上競技場 運動広場」を「運動広場」に、「庭球場」を「陸上競技場 庭球場」に改める。

別表の３陸上競技場の表を次のように改める。

３ 陸上競技場

区分			入場料を徴収しない場合				入場料を徴収する場合			
			午前	午後	夜間	１日	午前	午後	夜間	１日
専用 で利 用す る場 合	アマチ ュアス	一般	10,860円	15,540円	16,370円	42,770円	27,150円	38,850円	34,980円	100,980 円
		高校 生以 下	5,430円	7,770円	10,160円	23,360円	13,570円	19,420円	19,460円	52,450円
	その他 に利用 する場 合	一般	21,720円	31,080円	28,780円	81,580円	217,200 円	310,800 円	252,160 円	780,160 円
		高校 生以 下	10,860円	15,540円	16,360円	42,760円	108,600 円	155,400 円	127,960 円	391,960 円
	団体利 用（ １０人 以上）	一般	2,710円	3,880円	3,790円	10,380円				
		高校 生以 下	1,350円	1,940円	2,240円	5,530円				
場合	個人利 用（夜 間利用 を含ま 下	一般	１人１回につき２７０円							
		高校 生以 下	１人１回につき１３０円							

ない場 合)							
個人利 用（夜 間利用 を含む 場合）	一般	1人1回につき340円					
	高校 生以 下	1人1回につき200円					

備考

- 1 専用で利用する場合の利用料金は、器具（特別器具を除く。）の利用料金を含むものとする。
- 2 利用時間区分は、次のとおりとする。

午前	午前8時30分から正午まで
午後	正午から午後5時まで
夜間	午後5時から午後9時まで
1日	午前8時30分から午後9時まで

- 3 専用で利用する場合において、承認された利用時間を超過し、又は繰り上げて利用する場合における当該超過又は繰上げに係る利用料金は、1時間ごとに、当該利用時間区分の利用料金の1時間に相当する額とする。この場合において、当該利用料金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

別表の5相撲場の表備考1を次のように改める。

- 1 利用時間区分は、陸上競技場の利用時間区分と同一とする。

別表の6弓道場の表備考1中「相撲場」を「陸上競技場」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の富士総合運動公園運動施設の利用については、施行日前であっても、この条例による改正後の富士市都市公園運動施設条例（以下「改正後の条例」という。）別表に規定する利用時間区分により承認を行うものとする。
- 3 施行日以後の富士総合運動公園運動施設の利用に係る利用料金については、施行日前であっても、改正後の条例別表に規定する金額の範囲内において指定管理者が定める額を収受することが

できる。